（受給権者の申出による退職年金の支給停止の撤回等）

第二十五条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2　［略］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二～十一　［略］

2～4　［略］

（職務障害年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十七条の二　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～五　［略］

3　［略］

（職務障害年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十七条の三　職務障害年金の受給権者は、職務障害年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（受給権者の申出による退職年金の支給停止の撤回等）

第二十五条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2　［同上］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～十一　［同上］

2～4　［同上］

（職務障害年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十七条の二　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～五　［同上］

3　［同上］

（職務障害年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十七条の三　職務障害年金の受給権者は、職務障害年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］